

平成20年（再イ）第155号 小規模個人再生事件

決 定

埼玉県○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
再生債務者 ○○ ○○

主 文

本件再生計画を認可する。

理 由

可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項及び231条2項に該当する事由はない。

平成21年2月12日

さいたま地方裁判所越谷支部

裁 判 官 ○ ○ ○ ○